

裁判員等経験者の意見交換会議事録

日 時 平成29年10月3日（火）午後2時00分～午後3時57分

場 所 新潟地方裁判所大会議室（1号館4階）

出席者 新潟地方裁判所長 足 立 哲

司会者 山 崎 威（新潟地方裁判所刑事部総括判事）

法曹出席者 岩 瀬 みどり（新潟地方裁判所刑事部判事補）

小 島 健 太（新潟地方検察庁三席検事）

上 丸 拓 郎（新潟地方検察庁検事）

渡 邊 幹 仁（新潟県弁護士会刑事弁護委員長）

裁判員等経験者 5人

報道機関出席者 新潟日報（2人）

第1 自己紹介，裁判員等を経験しての感想等

足立所長

新潟地裁所長の足立でございます。一言，御挨拶させていただきます。

本日は，裁判員経験者の皆様には，大変お忙しい中，また天気の悪い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

御存じのとおり裁判員裁判も平成21年5月にスタートしまして，今年の5月でちょうど丸8年過ぎ，9年目に入ったところでございます。その間，裁判員や補充裁判員として関わっていただいた皆様に，できるだけ分かりやすい形で刑事裁判を進めていこうということで，裁判所はもちろん，検察庁，弁護士会と，いろいろ工夫をして今日までやってきました。これまで概ね順調に推移してきていると感じておりますが，まだまだどこか改善すべき点があるのであれば，そこはしっかり改善していきたいということで，実際に裁判員等を経験された皆様の感想や意見をお聞きしたいというのがこの会の趣旨です。どうぞ率直に感じたこと，

こういうふうにした方がいいのではないかというようなところがありましたら、遠慮なくお話しただければありがたいと思っております。

本日は限られた時間ではありますけれども、リラックスしてお話しただいて結構ですので、どうぞよろしく願いいたします。

司会者（山崎判事）

それでは、早速意見交換会を進めさせていただきたいと思えます。今日の進行ですが、まず事件を担当した裁判官、検察官、弁護士、それから裁判員経験者の皆様に自己紹介をしていただいて、経験者の方々には裁判員などを経験してみてもの全体的な感想をお聞かせいただきたいと思えます。その後、用意している三つのテーマについて御意見を伺いたいと思えます。一つ目のテーマですが、検察官と弁護人の訴訟活動についてです。二つ目のテーマは証拠調べとその理解のしやすさについて、三つ目は評議の進め方と話しやすさについてです。その後で、記者の皆様から御質問をしていただくという時間がありますので、よろしく願いします。

では、最初の自己紹介ですが、私からさせていただきます。私は、刑事部の部総括を務めております山崎と申します。よろしく願いします。ここにいらっしゃる皆様は、竹下裁判長と裁判を御一緒されていると思えますけれども、私はその竹下裁判長の後任として今年4月からこのポストに就いています。皆様とは初めてお会いすることになりますけれども、だからこそ言いやすいということもあるかもしれませんので、本日は活発な意見交換をさせていただければと思えます。よろしく願いします。

岩瀬判事補

刑事部の左陪席裁判官の岩瀬と申します。今回、裁判員の方が参加された全3件の各事件を担当させていただきました。本日また再び裁判員の皆さんにお会いできて大変嬉しく思っております。どうぞよろしく願いいたします。

小島検事

新潟地検で検察官をしている小島と申します。先ほど裁判に携わった検察官という紹介がありましたが、実は私は本日題材になった事件につきましてはいずれも法廷には立っておりません。ただ検察官の立証計画を立てる段階では関わっておりましたので、また今後の事件の参考にさせていただきたいと思いますので、今日はよろしく申し上げます。

上丸検事

検察官の上丸と申します。この三つの事件の中だと、麻薬特例法の事件についてだけ関与させていただいております。どうぞよろしくお願いいいたします。

渡邊弁護士

弁護士の渡邊と申します。私は弁護士会で刑事弁護委員会の委員長をさせていただいております。私もこの3件についてはいずれも関わっておりません。今回の3件に関わった弁護士は都合が悪くて参加できなかったのですが、先ほど山崎部総括判事からもお話がありましたように逆に忌憚のない御意見をいただけるものと思いますので、是非よろしくお願いいいたします。

司会者

それでは裁判員経験者の皆様の自己紹介や、全体を通じての感想をお聞かせいただければと思います。まず1番の方ですが、1番の方には住居侵入、強盗致傷の事件について補充裁判員として参加していただきました。この事件は、被告人が民家に無施錠の玄関から侵入して、その住人に対して押し倒したり蹴ったり、ガムテープで口を塞いだりするという暴行を加えて抵抗をできなくし、お金などを奪い取ろうとしたけれども、金目のものが発見できなくて奪い取ることができず、その際に住人に全治2週間を要する傷害を負わせたという事件でした。

ではまず1番の方から、裁判全体の感想を簡単にお伺いできればと思います。よろしく申し上げます。

裁判員等経験者1番（以下、裁判員等経験者を単に「1番」などと表記する。）

よろしく申し上げます。

裁判全体ですけれども、被告人が精神疾患をお持ちだったということで、腑に落ちないような行動が多くて、それを評議の中でどうまとめていくかということで少し苦労はしましたが、評議自体は短く済みましたので、それほど私生活に影響はなく、職場も近かったのでこちらの重荷にはならなかったです。

司会者

次に2番から4番の方々ですが、2番から4番の方々に裁判員や補充裁判員として御担当いただいた事件は、いわゆる麻薬特例法違反、覚せい剤取締法違反の事件でした。これは被告人が覚せい剤を営利目的で持っているとともに、2年弱の間、不特定多数に対して密売することを業として行って、更にその売上360万円余りを他人名義の口座に入金させて事実を偽装したという事件でした。

ではまず2番の方から裁判全体を通じての感想を簡単に伺えればと思います。よろしくをお願いします。

2番

よろしくをお願いします。

全体的な感想として、期間が1か月ぐらいあって長かったので、生活の一部になりました。仕事をしながらだったので辛い時もありましたが、なかなかできない経験をさせていただいたと思っています。疲れはしましたがとても集中しましたし、得るものも多く勉強にもなったので、裁判員をやってよかったと思っています。

司会者

ありがとうございます。

では3番さん、お願いいたします。

3番

よろしくをお願いします。

去年の11月から1か月間裁判所に通わせていただいて、前の方もおっしゃっていたように本当に生活の一部でした。実際、仕事にも若干差し支えるようなこ

とがあったのですが、本当にいい経験をさせていただいたと思っています。

それと、初日にいきなり法廷に入った時の雰囲気がとても驚きました。また、今回、覚せい剤はやはり怖いものだというのを改めて感じました。薬のためなら何キロも離れたところから買いに来たり、人間そうになってしまうのだなと思うと本当に怖いなと思いました。

あと判決については、実際、日本は覚せい剤のことにに関して刑が甘いのではないかと感じました。

司会者

ありがとうございます。では4番の方をお願いします。

4番

よろしくお願いします。

私も前の二人と同じですが、期間が1か月弱あったということで、私生活に影響がないと言ったら嘘になりますが、それなりに生活をしていました。補充裁判員をやることになって、20代の若輩者が果たして大丈夫なのかという不安もありましたが、同じ裁判員になった方々、検察官や弁護士、裁判官の配慮のお陰で活発な意見交換ができたかと思います。

特に裁判官には、ポイント、ポイントでアドバイスをさせていただいて、活発な意見交換を行うことができたと思っています。

実際、私の周りには裁判員裁判を経験した人がいないということで、とても新鮮な気持ちで臨むことができました。

司会者

どうもありがとうございます。

では最後に5番の方ですが、5番の方に補充裁判員として御担当いただいた事件は、強制わいせつ致傷、強姦、強姦致傷の事件でした。被告人が深夜路上で女性の被害者Aさんに対して、首を絞めるなどの暴行や脅迫を加えてわいせつな行為をして、その際に全治2週間の傷害を負わせ、これに引き続いてその女性を強

姦したという事件と、2件目として、やはり深夜の路上で被害者Bさんに対して首を絞めるなどの暴行や脅迫を加えて強姦し、その際に全治1週間を要する傷害を負わせたという事件でした。では、5番さんから裁判全体を通じての感想をお聞かせいただければと思います。

5番

よろしく申し上げます。

私が補充裁判員として担当させていただいた事件の全体的な感想としては、4日間という短い期間ではありましたが、選ばれた時はとても嫌だなと思いました。でも、初日から最終日まで参加させてもらって、最終日になった時には、また参加したいと思うほどいいものでした。

評議等に関しては、当時の裁判長を含め皆さんが、うまく意見が出るような形で雰囲気作りをしていただいたのでスムーズに進んだのではないかと思います。

司会者

ありがとうございます。

第2 検察官・弁護人の訴訟活動について

司会者

それでは一つ目のテーマに入っていきたいと思います。一つ目のテーマは、検察官、弁護人の訴訟活動についてです。まず、こちらの方から裁判終了後に実施しているアンケートの結果などを簡単に御紹介した上で、経験者の皆様に御意見をお伺いしたいと思います。

それではまず1番の方に御担当いただいた事件のアンケート結果から御紹介します。

岩瀬判事補

では御紹介させていただきます。まず、審理全体の分かりやすさとしては分かりにくかったとの回答もありましたが、大半が分かりやすかったという回答でし

た。次に検察官の説明や証拠調べについては、同じく大半が分かりやすかったという回答になっています。一方、弁護人の説明や証拠調べについては普通であると回答した人が大半でした。続いて、当事者の法廷活動について指摘があった事項ですが、検察官の法廷活動に関して説明が詳し過ぎたという意見がありました。

司会者

では1番の方から、検察官、弁護人の訴訟活動について何か印象に残っている点等がありましたら、お聞かせいただければと思います。

1番

私としてはどちらとも分かりやすい説明だったと思います。ただ、被告人の難聴が大変そうだったという印象が強く残っています。

司会者

被告人自身が難聴で、検察官や弁護人の話をよく聞き取っていないようだったということですか。

1番

そうですね。何度も言い直さなければいけないような状態で、それで時間を取られているというような印象でした。

岩瀬判事補

先ほど被告人の精神疾患というお話がありましたが、弁護人が、被告人が服用していた薬の影響で、包丁やガムテープなどの入った紙袋を持っていた記憶がないといった主張をしていましたが、そういう弁護人の主張の意図や意味はよく分かりましたか。

1番

意図するところは分かるのですが、納得できるかと言われれば、それはどうかなというところでした。

岩瀬判事補

検察官や弁護人の主張や証拠調べが分かりやすかったというお話でしたが、難

しい言葉とか法律用語でよく分からないと思った点はありませんでしたか。

1 番

特にそれは感じなかったです。

司会者

ありがとうございます。それでは、2 番さんから4 番さんの方々に御担当いただいた事件のアンケート結果を御紹介させていただきます。

岩瀬判事補

御紹介します。審理全体の分かりやすさとしては、分かりにくかったと回答した人はおらず、分かりやすかったという回答が大半でした。次に検察官の説明や証拠調べについては、これも審理全体の分かりやすさと同じく大半が分かりやすかったという回答になっています。一方で、弁護人の説明や証拠調べについては分かりにくかったという回答がやや多くなっていました。

続いて、当事者の法廷活動に対して感じた印象として、検察官の法廷活動に関しては、検察官の話し方に問題があった、説明が詳し過ぎた、話す内容が分かりにくかったとの回答がありました。一方、弁護人の法廷活動に関しては、話し方に問題があった、話す内容が分かりにくかった、証人や被告人に対する弁護人の質問の意図、内容が分かりにくかったとの回答があり、具体的には、弁護人の証人に対する態度に問題があるのではないかといった御意見がありました。

司会者

それでは2 番の方から順番に、検察官、弁護人の訴訟活動について御感想があればお伺いしたいと思います。では2 番さんお願いします。

2 番

今回の事件では被告人が黙秘をしていたので、弁護人の弁護が難しかったと思います。最初は頑張っているいろいろな弁護しようとしているように見えたんですが、最後の方は諦めているように見えました。

検察官側も証拠がたくさんあって、私たちが認知するのが少し難しかったので

すが、そういうのを一つ一つ丁寧にやっていかなければいけないのだろうと思いました。ここは司法の素晴らしさといえますか、確実になるぐらいまで徹底的に証拠を突き詰めるところにとっても感動しました。

3番

証人尋問の時、ほとんどの証人は素直にいろいろ話してくださったのですが、一人だけ少し反抗的な証人がいて、その時に検察官が警察で調べた内容をすぐ提示していたので、すごいなと感心しました。

弁護人に対しては、被告人が黙秘をずっと続けていたものですから、被告人とどういふふうに接したらいいのか分からないのかなと感じたところがありました。また、弁護人は言葉も少し自信なさそうなところがあったような気がしました。

4番

私もお二方と同じで、被告人が黙秘を続けていたということでやりにくさはありましたが、検察側は確たる証拠をもって理詰めできちんと話を進めていたように思いました。弁護側は、被告人が黙秘しているということでなかなか話がうまく進まず、証人尋問の際にも証人の言っていることに対して重箱の隅を突くようなことをして、話がずれているのではないのかなと思うところもありました。意味があるんだろうかというような尋問もあったりして、結局その尋問をやったことによって、検察の方が有利になったのではと思ったこともありました。

司会者

ありがとうございます。

岩瀬判事補

先ほど2番の方が証拠の数が多かったのではないかというお話がありましたが、例えばこの証拠は別に取り調べる必要がなかったのではないかとか、この証人の話は聞かなくてもよかったのではないかとか、そういった証拠はありましたか。

2番

あったと思いますが、やった方がいいと思うのでやって正解だと思います。

岩瀬判事補

それは例えば評議で被告人が罪を犯したかを判断する時には、御自身の判断の材料にはなったということでしょうか。

2番

そうですね。確定ではない証拠というのがありますよね。80パーセントぐらいの証拠が100個集まれば大体100パーセントだよねという話になっていたので、細かいことですが、そういうのを集めるのはとても大事なことだと思います。

岩瀬判事補

3番の方にも少し伺います。先ほどから弁護人に対して少し厳しい御意見が出ていますが、弁護人としては弁護人の立場から主張しているということで、弁護人の言いたいこと、弁護人の主張の中身の意味自体は分かりましたか。それとも何を言っているのか全く分からなかったのですか。

3番

弁護人の言いたいことは分かりました。ただ言葉に何となく自信がないような感じがしました。

岩瀬判事補

それは弁護人の口調の問題なのか、それとも話している内容自体の問題なのか、その辺はどちらなのでしょう。

3番

両方ですかね。

岩瀬判事補

4番の方にも同じ質問ですが、弁護人の尋問で少し分かりにくい尋問があったとのことですが、分かりにくさの原因として先ほど重箱の隅を突くというお話がありました。あまり重要でないのではないかとということばかり聞いていたという印象なんですか。

4 番

そうですね。例えば，検察側が用意した再現写真について，ごみ箱は当時二つあったけど三つになっているので，この写真は再現性が低いんだというのがあって，それは別に関係ないのではないかと思いました。

司会者

それでは5番の方に御担当いただいた事件のアンケート結果から御紹介いたします。

岩瀬判事補

では紹介します。審理全体の分かりやすさとしては，分かりにくかったと回答した人はおらず，分かりやすかったという回答が大半でした。次に検察官の説明や証拠調べについては，これも審理全体の分かりやすさと同じく，大半が分かりやすかったという回答になっています。弁護人の説明や証拠調べについては，分かりやすかったという回答と普通という回答が同数になっていました。

続いて，当事者の法廷活動に対して感じた印象として，検察官の法廷活動に関しては，話し方に問題があった，話す内容が分かりにくかったとの回答があり，具体的には専門用語が理解できないところもあったという御意見がありました。

一方，弁護人の法廷活動に関しては，話し方に問題があった，話す内容が分かりにくかったとの回答がありました。

司会者

それでは5番の方から，検察官，弁護人の訴訟活動について御感想をお聞かせいただければと思います。

5 番

検察側に関して言えば，状況証拠をかなり詳細に画面で見て，衝撃的ではあったのですが，やはりそこまで証拠を突き付けて刑を決めるということがとても驚きましたし，感心もしたところです。

今回私に関わった事件では，被告人が事実を全て認めて裁判が進みましたので，

私としてはとても分かりやすい裁判でしたし、評議では活発な意見を交わすことができ、最終的などころに至ったのではないかと思います。

岩瀬判事補

5番の方が担当された事件は性犯罪ということもあって、被害者の方を尋問するというのではなく、被害者の方の調書を取り調べたり、被告人から話を聞いたりとという証拠調べが多かったと思いますが、被害者から直接話を聞くということがなかったとしても、被告人がした犯罪行為の内容は具体的に分かりましたか。

5番

そうですね。話を聞いている中で、自分の中で映像化できる形になりました。

岩瀬判事補

具体的に映像化できた証拠というのは再現写真の証拠でしょうか。

5番

そうですね。

岩瀬判事補

ありがとうございました。

司会者

それでは検察官、弁護人の訴訟活動に関して、検察官や弁護人の立場から御質問があれば伺います。検察官から何かございますか。

上丸検事

私が担当した事件ということで、麻薬特例法の事件についての質問になってしまっているのですが、今回、検察側は冒頭陳述を何回かに分けて、争点ごとに複数回行ったのですが、それに関して、まとめて1回でもよかった、あるいはもう少し細かい方がよかったなど何か御意見がありましたら、是非伺えればと思います。

2番

裁判員をするのが初めてなので、多いか少ないかとか、まとめた方がいいかと

いうのは分からないですが、私が聞いている限りではそれほど違和感もなく分かりやすかったと思います。分かりにくいところも幾つかあったかもしれませんが、そこまで気になることはなかったと思います。

3番

法廷に立つのが初めてだったので、実際どれがいいのか悪いのかというのはよく分かりません。とても分かりやすかったですし、その内容が長いとか短いとかも感じませんでした。

4番

話の中には専門用語等も入っていましたが、裁判員にも分かるように噛み砕いて説明して下さったのでよかったですと思います。冒頭陳述の長さについては、短いものも長いものもそれぞれあったと思いますが、長いものに関しては、特段いわずらに長くしているとかそういった印象を受けなかったもので、伝える情報がそれだけあるということで、すんなり受け入れることができました。

司会者

通常、冒頭陳述というのは裁判の証拠調べに入って、冒頭で1回だけ行うというのが99パーセントで、その経験がないとなかなか比較もしづらいとは思いますが、特に違和感なく分かりやすくやってもらえたという感じなんではないでしょうかね。ありがとうございました。

小島検事

私の方からも質問させていただきます。麻薬特例法の事件についてですが、これについては被告人が全面黙秘ということで、事実関係に争いがあったので、検察官としても有罪立証をするための証拠をどの範囲でどこまで出すべきかというのは、いろいろ議論があって検討したところですが、裁判員の方がおっしゃるように証拠が多かったということですが、あれでもかなり厳選して立証をしておりました。一方で、一見情報量が多いと思う中にも、先ほどおっしゃっていた80パーセントぐらいの事実がたくさんあることによって、100パーセントという心

証を持つことができたというお話もあったところで、非常に参考になりました。一方で、80パーセントだからこれは立証しなくてもいいのではないかということをお聞かせられたりすることもありまして、どの辺りまで立証するのがいいのかということは日々考えているところです。

今回の事件に関して、明らかにこれは要らない情報だったのではないかとか、そういったところがあればお聞かせ願いたいと思います。

2番

数が多かったなので、要らなかったような情報はもう忘れてしまいました。それと今話していて思い出したのが、証拠の出し方で、最後に決定的な証拠がポンと出てきて、あれは完全に狙ってやったんだろうと、勝負に出たなと思いました。

3番

同じように感じました。やはり証拠の出し方はさすがだなと思いました。

4番

裁判自体の経験がなかなかないのでよく分かりませんが、全部必要だったのかなと思います。

司会者

弁護人の立場から何かございますか。

渡邊弁護士

形式的なところですが、先ほどのアンケートの結果の中で、幾つか話し方に問題があるというような回答がありました。話し方というのは声の大小とかスピードに原因があるのか、また、声の大小等によってどんな印象を受けたのか等についてお聞かせいただければと思います。それと、2番さんから4番さんの御担当された事件のアンケートに、弁護人の証人に対する態度に問題があるということがありましたが、それはどういう理由なのか、もし思い当たることがありましたら教えていただきたいと思います。

司会者

前段部分は皆さんに関わっているのですが、話し方に問題があったとするとどんな問題があって、どう受け止められたのか、その辺りを順番にお願いしたいと思います。

1 番

私自身は話し方に問題があるとは思わなかったのですが、担当されていた弁護人が抑揚がないような感じで話す方だったので、その点で何か感じることはあった裁判員もいたかもしれません。

2 番

事件には直接関わっておらず、ただ近くで見ていたという証人に対して、威圧的とまでは言いませんが、語尾が少し強かったりというのは見受けられたかなと思います。でも、気持ちはよく分かります。

3 番

正直1年ぐらい経っているので忘れていますが、もう少し頼りがいのある弁護人であればいいのにと感じたところがありました。

4 番

当日の裁判の時には弁護人が二人いて、一人が物腰の柔らかい方で、もう一人が、2番さんがおっしゃったように被告人を見かけたという証人に対して記憶があやふやな部分があると高圧的な感じで質問をしていました。

5 番

私が担当した事件の弁護人に対しては、被告人を守る立場として、もう少し自信を持って守ってあげたらいいのと思ったところが何点かありました。

第3 証拠調べとその理解のしやすさについて

司会者

それでは2番目のテーマに移ります。2番目のテーマは、1番目のテーマに大分かぶっているところではありますが、証拠調べとその理解のしやすさについて

です。証拠調べでは証拠書類が朗読されたり，証人の話を聞いたり，被告人の話を聞いたりしてもらったと思いますが，証拠調べの中で印象に残ったもの，理解しやすかったもの，しにくかったものがあれば御紹介いただければと思います。

1 番

再現写真とか，被害者の怪我の写真とかがしっかり提示されていたので，特段不足は感じなかったですし，十分判断できる内容と容量だったと思います。

司会者

この事件では二人の証人から話を聞いていますが，何か分かりにくい点や，その証人尋問の前に証拠書類を調べていましたが，少し飽きたとか，何かそういった点はなかったですか。

1 番

特になかったです。分かりやすかったです。

2 番

証拠自体がとても多かったのですが，それを一つ一つ立証していくのはとても大変でしたが，やはりあった方がよかったですと思います。証人に対しては，出てきた時は皆さん緊張していらっしゃいましたが，裁判自体がそれほどぎすぎすした感じではなかったもので，最後の方は証人も打ち解けていろいろ話してくれて，とても助かりました。

3 番

証人に関しては，緊張していましたが，思い出せないところもあって，でも，一生懸命に話してくれたことがとても印象に残っています。やはり証人として法廷に立つということは大変なことなんだというのを感じました。

4 番

証人についてですが，なかなか態度がよくない証人が一人いて，その人は警察の取調べでは話していたことを法廷では全然話さなかったもので，こういう人がいるとなかなか裁判が進まないんだなと思いました。それ以外の証人に関しては，

しっかり話して下さったので円滑に進んだと思います。

書類に関しては全て分かりやすく書いてあったので、特段分らないということはなく、更に休廷の時に、裁判官からこれはこういう意味ですというような補足があったので問題なく進めました。

5番

私が担当した事件は、被害者が出てくることはありませんでした。証拠書類は、比較的分かりやすいと感じました。

司会者

証人がきちんと話してくれるか話してくれないかについては、我々の方ではコントロールできないということではありますが、話してくれる証人の尋問で、話の展開のさせ方が分かりにくいとか、そういうようなことはなかったですか。証人がたくさんいた2番さんから4番さんの事件ですと、話してくれた証人について話の引き出し方がこれでは分からないというようなことはなかったですか。

2番

特に思い当たる節はなかったです。

3番

同じです。

4番

私も同じです。

岩瀬判事補

2番さんから4番さんの事件では、誰がどこの金融機関で覚せい剤などの代金を振り込んだかを、警察官が作成した表を使って一つずつ認定していくというようなことをやったと思いますが、そういったお金の細かい動きに関する証拠や認定で難しいとか、分かりにくかったとか思われたところはありましたか。

2番

最初に表を見て、これを一つ一つ証明していくのはとても面倒くさいと思いま

した。でも、やってみるとそれほど面倒でもなく、この時こうだったんだというのがよく見えたので、80パーセントから100パーセントに近づくための地道な努力というように感じました。

3番

実際、証拠書類が本当に多かったので、一つ一つ見ていくのは正直面倒だなというのにはありましたが、やっていくうちに全然そう思わなくなりました。それと、被告人は最後の方では振り込みではなくレターパック等を使って、次から次へと違う方法でお金のやり取りをしていくんだなあと思いました。

4番

振込みの確認については、証拠として出ている時点でもう間違いないのかなと感じました。というのも、証人に対して何月何日、どこどこに向けてあなたはいろいろ振り込みましたねというように確認を取ったと思うのですが、証人の方も本当に覚えているんだろうかと疑問に思っていたので、もう裏が取れているのであればもう間違いないのではないかと感じていました。でも、やはり証人に対しても一応確認を取らなければいけないということで聞いているんだなと思って見ていました。

岩瀬判事補

1番さんに伺いたいのですが、この事件では被害者の方の尋問のほかに被害者の夫の尋問も行いましたね。被害者の夫の尋問に関しては、犯行に直接関わるところではなく、犯行後の状況などについて聞かれていたと思うのですが、この証言自体は必要だったか、それとも夫の話は聞かなくてもよかったのではないかと思うか、どちらですか。

1番

全てが必要だったかと言われれば全てではないかもしれませんが、被告人の犯行を裏付ける証言という意味では必要だったのではないかと思います。

岩瀬判事補

話は聞いてよかったということですか。

1 番

はい。

岩瀬判事補

5 番さんに伺いたいのですが、性犯罪ということで少しショッキングな内容もあったということですが、そのショッキングな内容の証拠としては、被害者が犯行状況を人形とかで再現したものなのか、現場の写真なのか、被害者の調書なのか、被害者の負傷状況の報告書なのか、どれですか。

5 番

やはり被害者の負傷したところもそうですが、現場の証拠写真を見た時に、被告人はこういう状況の中で犯行に及んだのだろうか、というのが想像できてしまって大変でした。

岩瀬判事補

それはショックには感じたけれども、犯行状況を分かる上では大事な証拠だったということですか。

5 番

はい、そういうことです。

司会者

証拠調べとその理解のしやすさに関して、検察官の方から御質問ございますか。よろしいですか。弁護人の立場からございますか。

渡邊弁護士

実際に見ていないので何とも言えないのですが、こういう人から話を聞いてみたかったとか、逆にこの人は要らなかったのではないかとかありますか。それと、時間について、もう少し長い方がよかったとか、もう少し短くてもよかったとか、御意見があれば教えていただければと思います。

1 番

私の担当した事件だと、そもそもそれほど関わっている人間が少ないので、妥当な人数だったと思います。

2番

特に無駄なところもなかったですし、長すぎると感じる時もあったかもしれませんが、ほとんど覚えていないので妥当だったと思います。

3番

被告人に対しては、今回黙秘だったので何とも言えないのですが、証人に関しては、知っていることを本当に素直に話してくれたので、長いとか短いとか、そういうことは感じませんでした。

4番

証人の話の長さについては、事前の調べがあって、この人はどれぐらい時間がかかるというのを、弁護側、検察側が判断した上で設定した時間だと思しますので、これに関しては特に過不足なく進んだかと思えます。

5番

被告人の御両親が法廷に来られて、被告人の今後のことを話していたのですが、弁護人がもっと自信を持ってうまく運んでいただけたらなと感じました。

渡邊弁護士

特にあればということで結構なんですけど、書証で取り調べた内容について、実際に話した人とか、やった人が出てきて話してくれればいいのにと感じた場面というのはありますか。

1番， 2番， 3番， 4番， 5番

(首を横に振る。)

渡邊弁護士

分かりました。ありがとうございました。

第4 評議の進め方と話しやすさについて

司会者

それでは最後のテーマです。三つ目のテーマは、評議の進め方と話しやすさについてです。評議で十分に意見が言えたかどうか、また評議で更に活発な意見交換をするために何か工夫する点はないかということについて、皆様の御意見をお聞かせいただければと思います。

全体的な印象を伺った際に評議の話しやすさの点についても話してくださった方もいらっしゃいましたが、改めて評議の話しやすさや、またこれから工夫できるところなどがあれば伺いたいと思います。

1 番

評議では、最初はやはり初対面なので皆さん緊張されていました。また、考えがまとまらないという人もいたようですが、裁判官の誘導とかもあって、全体的には皆さんがしっかり意見を言って、まとまることができたと思います。

司会者

どうしても我々は誘導という言葉に敏感なのですが、結論をこういうようにしようとして誘導したということではなくて・・・。

1 番

話合いの雰囲気についてです。

司会者

はい、ありがとうございます。仮に結論を誘導していたら、それも言っていたければ結構ですが、そういうわけではないですね。では2番さんお願いします。

2 番

評議については1番さんも言われていましたが、最初に裁判があって、本当に皆さん初対面で緊張もしていましたが、段々と仲間意識というか、同じ目標に向かっていく仲間たちというような感じである程度結束できたと思います。評議ではいろいろな意見を言って、各々多少のずれはあったのですが、裁判官にうまく舵取りをしていただいて、うまく船に乗せてもらったという感じでした。

3 番

普段、裁判官はもっと厳しくいろいろ仕事をしていらっしゃると思いますが、裁判員裁判では、私たちにとっても分かりやすく説明をしてくださったり、雰囲気作りをしてくださったお陰で、とても楽しく時間を過ごすことができたと思います。それと、やはり裁判官というと何だか堅くて厳しい方というイメージがあったのですが、そういうことを全然感じさせず、本当にやさしく包んでくれて、和気あいあいという感じでやってくださったので本当によかったと思います。

4 番

参加した裁判員のほとんどが、初めは的確に量刑を考えることができなかつたと思います。ですが、裁判官から過去の類似の事件の量刑等の説明をしていただいて、結局最後は皆さんが納得する結果を導けたのでよかったと思います。

5 番

やはり初日の午前中は皆さんが初対面で、お昼を皆さんと共にしたのですが、その頃から少しずつ話をするようになり、午後の評議の時はとても話をしやすい雰囲気を作ってくださって、少しずつ糸をほどくように意見を引き出してくれましたので雰囲気よく評議に臨めたと思っています。

岩瀬判事補

先ほどの他の事例の紹介という話がありましたね。評議の際には同じような犯罪を犯した判決、今までの事例のグラフを見たり、事例の一覧表を見たりということがありましたが、それは御自身の判断の参考になりましたか。それと、先ほど誘導という話もありましたので、それを見るタイミングが評議の前の方がいいのか、それとも後の方がいいのかとか、グラフなどを見ることによって結構自分としては惑わされてしまうとか、そういったところもお聞きしたいのですがいかがでしょうか。

1 番

量刑については、素人で実際にその犯罪に対して最大どれぐらいとか全く分か

らないので、資料は見た方がいいと思います。今回の事件に関しては、おそらく裁判員裁判になったせいで少し量刑が重くなったようなイメージがありますが、資料を見ないと判断ができないので提示していただいてよかったと思います。

2番

最初でも最後までどちらでもよかったと思います。

3番

過去の刑の事例に関しては、最初でも後でもどちらでもよかったと思います。ただ、本当に覚せい剤のことに関しては、刑が少し甘いのかなというのを感じました。あと、罰金刑については、一般の人は1日働いて1万円にもならないのに、罰金刑に関しては1日働いて1万円ずつ返していくというような話を聞いて、1万円に換算していいのかなという気持ちはありました。

4番

私はやはり、一番最後に過去のデータを見せてもらえてよかったと思います。検察側も過去の事例等をいろいろ含んだ上で求刑していたのですが、最初にそのデータを見ていたら先入観をもって考えてしまったと思うので、最後に見られたのがよかったと思います。

5番

私に関わった事件では最後に見せてもらったのですが、そこは評議を進める裁判官が、事件の内容や評議をするメンバーの意見の交わり方などを見ながら、見せるタイミングを決めた方がいいのではないかと思います。

司会者

5番さん以外の方々は、おそらく有罪・無罪の評議にだいぶ時間を使ったのではないかと思います。その中で話しやすい場面とか話しにくい場面とか、何かございましたか。

1番

特にはなかったですが、被告人が精神疾患を持っているということで、休憩中

にその辺りがどうも引っかかると言っている裁判員もいました。

岩瀬判事補

1番さんにもう一度聞きたいのですが、1番さんの事件は、被害者の証言の信用性を判断するのが被告人が有罪か無罪かのポイントになる事件だったと思うのですが、被害者の証言の信用性の判断は難しかったですか。難しかったとすればどの辺りが難しかったのか教えていただけると嬉しいです。

1番

被害者の証言については、恐怖を感じる状況での記憶が本当に正しいのかというような話は出たと思いますが、最終的には信用に足るということで終わったと思います。

岩瀬判事補

4番さんにお聞きしたいのですが、何人か被告人から覚せい剤などを譲り受けたという人たちが出てきて、その人たちの証言が信用できるかという話をしていたと思うのですが、その判断で難しかったことはありますか。

4番

先ほども言ったとおり、何を話しても受け答えしてくれない証人も一人いたのですが、過去に被告人から覚せい剤を買っていた、実際に使っていたという人たちに関しては、今後更生するというような思いも込めて自身が法廷にあがって、かつ自分に不利益になるかもしれないというような情報もしっかりと話してくれていたのです、この人たちが言っていることは信用に足るのだろうなと思って聞いていました。

司会者

評議の進め方や話しやすさについて、検察官の方から何かございますか。

上丸検事

評議の進め方に関係するのかわかりませんが、我々は冒頭陳述とか論告とか評議の参考にしてもらいたいというようなところも含めて作っているのですが、や

はりこういうところがないと評議ができないとか、あるいはこれがあつたから円滑に進んだというようなものがもしあれば聞かせてください。

1 番

提出していただいた書類等で足りていたのので、別に問題はなかったと思います。

2 番

出てきた資料の中で、写真とか絵とかがあるととても想像しやすかったですし、とても参考になりました。

3 番

本当に初めての経験なので、そういう写真とかがあると、とても分かりやすかったですし、提出していただいた資料も一気に全部出すのではなく、少しずつ大事な情報を出してくれて、非常に分かりやすく進められました。

4 番

私も、何回か述べましたが、やはり状況証拠の写真があつたお陰で量刑を決める時に参考になりました。

小島検事

それでは私の方からも質問させていただきます。裁判員裁判が始まった頃から、裁判員裁判になると基本的には証拠調べというのは法廷の中で証拠書類を読み上げたり証人尋問をしたりして、基本的には評議の場で改めて見直してもらえないということはずっと言われてきました。ただ、そうは言っても証拠が膨大な分量になってくるとやはりどうしても見返さなければいけないという場面も出てくるのではないかと思うのですが、その辺りの実情が我々には分からないので、実際に評議の場で証拠の見直しという作業がどの程度行われているのかというのを差し支えなければ教えていただきたいと思います。

1 番

評議中に裁判官にもう一度見たいと言えは出していただけだったので、特に問題はなかったと思います。

2番

それまで法廷でやってきたことを、少し失礼な言い方ですが、評議室で軽い感じで話すことができました。感覚的にはそこでもう一度裁判が行われているというか、私たちの中で1から順に追っていく作業だったので、それまでに提出していただいた資料などももう一度見ました。

3番

やはり評議中に分からないことがあると裁判官に聞いて、いろいろ教えてもらったり、資料を出してもらったりしていました。

4番

私は、やはり法廷だけでの記憶ではどうしても覚え切れないので、いただいた資料を何度も見返して評議を行っていました。

5番

私も本当にざっくばらんに意見交換をするという雰囲気作りがされた中で、やはり証拠に関しても、何かもう一度見たいのがあればということで見ることでもできたのでよかったと思います。

小島検事

ありがとうございました。そうやってきちんと見返していただけるということを知って安心しました。ありがとうございます。

司会者

では、弁護人の方からお願いします。

渡邊弁護士

検察官の論告等の話が出ましたけれども、弁護人の方からは一番最後に出てきた弁論とメモが配布されたと思いますが、そのことについて御質問したいと思います。弁論が、率直に評議の中でどのぐらい役に立ったか、参考にさせていただいたのか、また、その中でよかった点や役立った点、改善点などがありましたら教えてください。

1 番

弁論メモをもらって、内容に対して一つ一つそれについてどうかというような評議をしていたと思うので、あってよかったと思います。

2 番

私たちの事件の時は、有罪という雰囲気がとてもあったので、弁護人の主張に対しては、そう言われても違うのではないかというように間違い探しのように見ていたと思います。黙秘されていたこともあり、弁護人の主張もそれほど決定的なものなかったもので、逆に弁論があったおかげで刑を決める手がかりになったと思います。

3 番

メモに関しては、あったお陰で分かりやすかったです。ただ、被告人が黙秘していたので無理に書いているのではないかとも思いました。弁護人の立場は本当に大変だなと感じました。

4 番

弁論メモを見ると、被告人から何も情報を得られなかったということで、検察側の主張に対して、それはそうとは言えないとか、そういう証拠はないとか、そういう言葉でしか書いておらず、何か違う事実を突き付けるような主張は特に書かれていなかったもので、弁論メモによって意見が変わったというようなことは起きなかったです。

5 番

私が関わった事件も、弁護人のメモによって量刑が軽くなったということはないかと思います。

司会者

では、予定のテーマは以上になります。

第 5 記者からの質問

司会者

では、記者の方から御質問があればどうぞお願いします。

記者

今日は裁判員のほかに補充裁判員を経験された方もいらっしゃるようですが、補充裁判員の方も評議に関わっていたということですか。

司会者

私の方で確認しましょうか。最終の評決には加わっていないのは制度上間違いないですが、それまでのところで意見は自由にさせていただけたということでしょうか。

1 番， 2 番， 3 番， 4 番， 5 番

(うなずく。)

記者

分かりました。次に、2 番から 4 番の方は 1 か月ぐらい裁判に関わったかと思いますが、長い裁判で何か困ったことがありましたか。

2 番

正直、仕事にはとても影響がありました。あとは、別の裁判員の方で、ストレスで耳が聞こえづらくなったという方もいらっしゃいました。慣れないことを急にやったので、身体的、時間的なダメージを負った人はいると思います。私としては、大変だった分、リターンはとてもあったと思うのでよかったとは思っていますが、そうではない方もたくさんいらっしゃったと思います。

記者

仕事の影響と言うと、どういう点で影響があったということでしょうか。

2 番

私は自営業なので時間は自由に使えるのですが、寝る時間が減ってしまったり、営業時間を少し短縮せざるを得なかったりといったところはありました。

記者

ありがとうございます。

3番

私も自営業で、普段は夕方6時半頃から夜の2時か3時頃に仕事が終わるので、そうすると夜中の3時に店を閉めて4時近くに家に帰り、朝7時のバスに乗って裁判所に行くという生活でしたので、寝不足でしたし、夕方もいつもの時間に仕事に入れないというのありました。でも、仕事の面では協力してくれるスタッフもいて、期間中は遅く出て早く帰るといようにさせてもらいました。仕事に多少影響はありましたが、裁判員を経験させてもらったことの方が私としては本当によかったと思っています。

4番

私は会社員をしていますが、私の会社では裁判員裁判を経験するのは私が初めてということで、上司も非常に困惑して、どうしようと話していたのですが、裁判員裁判中の1か月弱の間、午前9時とか10時に始まって午後4時前後に終わるとい生活をしていたので、裁判が終わってから少し職場に行ったり、丸々1日休ませてもらったりというのを繰り返しながら、仕事は引き継げる人に引き継いで行っておりました。

5番

私は、現在エンジニアとしてお客さんの会社で仕事をさせてもらって給料をいただいているのですが、上司に裁判員に決まったと話す、快く人事的な手続等を丁寧に教えてくれて、私としてはさほど負担に感じることなく4日間参加できました。

それと、学生時代から法律関係については興味を持っていたので、裁判員裁判に携われてよかったと感じています。

記者

制度として改善した方がいいと思った部分があれば教えてください。

1番

特にはないです。

2 番

裁判員裁判が終わって、友達などには裁判員裁判に行ってきたというような話はしますが、みんな自分だったら行きたくないと言うんです。私は行ってとてもよかったと思いますし、今日参加されている方の中にも経験できてよかったという方もいらっしゃると思います。裁判員に選ばれるのが嫌だという人が多いところを何か改善してほしいという気持ちです。もう少しリターンや利点があるということを世の中に知ってほしいと思います。

記者

ここでのリターンとか利点というのは、どういうことを指しますか。

2 番

司法に携わったことがない人間の方が圧倒的に世の中には多いと思いますが、携わったおかげで、例えばニュースやドラマを見る目が養えたと思いますし、いろいろな事件の捉え方も変わると思います。前よりも深く見ることができるようになり、犯罪の重さも裁判員裁判を経験する前よりも分かったので、そういうところが自分にとってはリターンや利点であったと思います。

記者

裁判員裁判の経験から得られることを、もっと広く知らせた方がいいということですね。

2 番

そうですね。裁判員裁判は嫌だという風潮ができてきているような気もするので、それでは何だかもったいないと思います。

3 番

1 か月ぐらい裁判所に通わせてもらいましたが、全然苦にならず、もう少し長くてもいいかなと正直思いました。私の周りでも裁判員になりたくないという人が割と多いです。特に若い方ですね。定年になったような方はやってみたいとい

う方が多いのですが、やはり若い方は、面倒くさいし会社にも言いづらいし、会社がどのような手続を取ってくれるかということも実際分からないということがあるのだと思います。裁判員をやらせてもらって、自分なりに何か一つのことに対して、すごく深く考えるようになったと思います。

4番

制度で改善してほしい部分と言うと、私は申し出なかったのですが、裁判員を辞退するときの理由をもう少し考えてほしいと思いました。実は個人的な話なのですが、判決の翌日に私の結婚式があったので、正直裁判どころではなく、妻と喧嘩しながら過ごしていました。会社でも私が初めての裁判員経験者ということで、送り出す会社の方の制度が整っていないのではないかと思うところも少しありました。育児・介護休業などと同じように、裁判員裁判についてももう少しきちんと制度化して、どの会社でも裁判員に選ばれた人がいたら気兼ねなく参加できるような風潮になればいいと思いました。

5番

先ほどリターンのお話をされていましたが、裁判所だけがもっとアピールしていけばいいのかと言うとそうではなく、やはり勤め先の方でも、裁判員に選ばれたらこの会社ではこのような制度があるということを常日頃から喚起していく必要があるのではないかと思います。

また、私に関わった事件が性犯罪だったということもあり、ちょうど判決が終わった1週間後に次の国会で性犯罪に関する法律が変わるという話が出ていて、私に関わったあの法律が変わるのかというように興味を持ってニュースを見るようになりました。やはり、もっとリターンの部分をアピールすることと、会社などでは従業員が裁判員に選ばれた時には、こんな制度が利用できるということを言い続ける必要があるのだろうなと感じました。

記者

評議の時に過去の事例や量刑を見て、いわゆる市民の感覚と過去の判例にずれ

があったのかなと率直に感じた方というのは結構いらっしゃるのでしょうか。

1 番

刑自体を比較したことが過去にないので、重いか軽いかというのは分かりませんが、重めの量刑だったという感じはしました。市民感覚的には、やはり再犯だとかそういったものを重視しているように感じました。

司会者

途中ですがすみません。ここに参加された方々が御覧になった量刑の資料というのは、裁判員裁判が始まって以来のもので、一応そのことを踏まえていただければと思います。

2 番

軽かったと思います。

3 番

同じく軽かったと思います。最初にも話しましたが、日本は覚せい剤に関して刑が軽いのではないかと思います。

記者

刑が軽いというのは量刑部分ですか。法律で決まっている上限が軽いということですか。

3 番

難しいことを言われてもよく分かりませんが、過去の刑の・・・。

記者

刑が軽いと感じたということですか。

3 番

はい。

4 番

データで見せてもらったものには軽いものもありましたが、妥当だと思うものも当然あったので、一概に全部が軽いとは思わなかったです。

5 番

私を感じたのは，裁判員裁判によって出てきた判決というのは，裁判官のみの判決より重い刑になるのかなと思いました。

記者

裁判員裁判はもうこの辺りで区切りを付けた方がいいのではないかと思う方はいらっしゃるでしょうか。

1 番

まだ8年ぐらいでしたでしょうか。まだ結論を出すには早いような気がします。

2 番

同じ意見なのですが，私たちのような素人が入ってきて，いちいち専門用語も説明しなければならないですし，裁判官は本当はやりにくいのだらうと思います。ただ，逆に私たちがいていいところがたくさんあるのであれば，続けていった方がいいと思います。

3 番

できれば続けてもらいたいと思います。ただ，続けてもらいたいと思うのは，実際に怖い思いをしたことがないからだとも思います。被告人の知り合い等が傍聴に来ていて，帰り道とかで襲われたり，そういう怖い思いをしたことがないから続けた方がいいと思うと言えますが，もし怖い思いをしていたら，もうやめた方がいいのではないかという言葉が出るのではないかと思います。

4 番

まだ判断するには時期尚早かと思いますので，もう少し続けてから考えた方がいいと思います。私個人としてはずっと続けてもいいと思っています。

5 番

私としてもまだ判断するには早いと感じています。

司会者

では，数時間にわたりましてありがとうございました。

足立所長

皆さん、大変お忙しい中、本日はありがとうございます。本日改めてお話を聞いていて、いろいろな仕事上の制約、あるいは生活上の制約がある中で裁判員裁判に参加していただいたことがよく分かり、改めて感謝申し上げる次第です。

全体的な感想としては、経験してよかったという御意見を頂戴できたと思っております。具体的な事件に関しての注文は、今日はそれほど多くは出ていなかったかと思いますが、中には話し方の問題ですとか、あるいは分かりにくい部分があったというようなお話もいただきました。特に量刑の問題というのは本当に難しい問題でして、そこはまた法曹三者でそれぞれよく努力して、よりよい裁判員裁判の実現に向けていきたいと思っております。

今日お話を聞いていて、私がとても感動した、ありがたいと思ったことは、法曹三者のそれぞれの立場に対して深い御理解をいただいている発言がずいぶんあったということです。検察官は立証責任を負っていますので、本当に間接事実をいろいろ積み上げていって犯罪事実を立証しなければいけないという苦労があるわけです。一方、弁護人は被告人の供述態度等いろいろな制約の中で弁護活動をしていくということで、これまた大変な部分があるのではないかと感じております。それぞれの立場の抱えている苦労に対して御理解をいただいていることは、本当にありがたいことだと思っております。是非これからも、法曹に対するよき理解者であっていただければと思います。

あわせて、評議の秘密については周りの人に話すということは控えていただかなければいけません。裁判員裁判に参加してよかったという話は、是非周りの方にしていただければと思います。裁判員裁判に参加していただいた方から、裁判員裁判に参加してとてもよかったとの意見が多く、裁判所としてもそういったことを公表しています。ただ、参加したことがない人がそれを見て、それなら自分も参加しようとするところもありまして、その辺りも今後どういう形で広報していくのがいいのか、また改めて考えていきたいと思っております。裁判

員裁判の際はもちろん、本日もまたお忙しい中お越しいただきまして本当にありがとうございました。

以 上